

大阪樟蔭女子大学利益相反マネジメント委員会規程

(平成26年 10月 9日)

最近改正 令和 6年 4月 1日

(設置)

第1条 大阪樟蔭女子大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、大阪樟蔭女子大学（以下「本学」という。）において、利益相反に関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査に関すること。
- (3) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること。
- (4) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること。
- (5) 利益相反管理のための調査に関すること。
- (6) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。
- (7) その他利益相反等に関し必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる各号委員をもって組織する。

- (1) 学術研究支援担当副学長
- (2) 研究科長
- (3) 学部長
- (4) 大学事務部部长

2 委員会が必要と認めるときは、本学の役職員以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者を委員として、委員会の審議に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員会に委員長を置き、学術研究支援担当副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が委員会を主宰できない場合は、予め委員長が指名したものが、委員長代行として委員会を主宰する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、くすのき地域協創センターが担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、委員会の発議に基き、学長が部館長会の意向を聴いて行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月 9日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。